

失語症者向け意思疎通 支援者とは？

意思疎通を図ることに
支障がある失語症の方に、
意思疎通を支援する者の
派遣等を行う事ができます。



支援する際は、支援される失語症の方の障
害の種類・重さ、置かれている環境等を踏ま
え、ニーズに即したものをを行います。

例えば、会話における理解や表現の補助
(必要に応じ、道具や文字・絵等)を用いて、
コミュニケーションを支援します。

受講要件は？

失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の
要件を備えている方

- ① 青森県内に住所を有するか、または青森
県内に日常生活の場を有する方
- ② 4月1日現在、18歳以上の方
- ③ 来年度、選択コースを受講できる方
- ④ 研修(基礎・選択科目)を修了後、県内
で失語症者向け意思疎通支援等の活動が
できる方



失語症者向け 意思疎通支援者 養成事業

【お問い合わせ先】

青森県失語症者向け
意思疎通支援事業事務局

黒石市国民健康保険黒石病院
言語聴覚士 古川 敏夫 宛

TEL:080-5129-9080

E-mail:

425.isisotuu.aomorist@gmail.com



一般社団法人 青森県言語聴覚士会

失語症とは？



脳出血、脳梗塞、脳腫瘍などの脳血管障害や、交通事故等の頭部外傷によって、脳の言語機能の中核（言語野）が損傷されることにより、言語機能が障害された状態の事を言います。

高次脳機能障害の一つで、「話す」「聞く」「読む」「書く」「計算」の全てが障害される事を言います。

重要なのは、意識や判断力は保たれているのにも関わらず、言語機能のみが侵されてしまうという症状です。

- 【話す】**
 - ・言いたいことが言えない
 - ・言いたいことが浮かばない
- 【聞く】**
 - ・言葉の意味が理解できない
 - ・音を正確に聴き取れない
- 【読む】**
 - ・単語の意味がわからない
 - ・長い文章の理解が難しい
- 【書く】**
 - ・文字が書けない
 - ・違う文字を書いてしまう
- 【計算】**
 - ・数字を書き誤る
 - ・簡単な計算ができない

養成カリキュラム

【必修科目】

● 養成目的：

失語症者の日常生活や支援の在り方を理解し、1対1のコミュニケーションを行うための技術を身につける。さらに、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。

● 到達目標：

失語症者との1対1の会話を行えるようになり、買い物・役所での手続き等の日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行えるようになる。

【選択科目】

● 養成目的：

多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行う為に、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術をみにつける。

● 到達目標：

電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。



必修科目（40時間）

- 失語症概論、失語症のある人の生活とニーズ
- 意思疎通支援者とは何か
- 意思疎通支援者の心構えと倫理
- コミュニケーション支援技法Ⅰ
- 派遣事業と意思疎通支援者の義務
- 外出同行支援、外出同行支援実習※
- 身体介助の方法、身体介助実習
- コミュニケーション支援実習Ⅰ※

選択科目（40時間）

- 失語症と合併しやすい障害について、福祉制度概論
- コミュニケーション方法の選択法
- コミュニケーション方法の選択法※
- コミュニケーション支援技法Ⅱ
- コミュニケーション支援実習Ⅱ※

※ 失語症者との実習です。

言語聴覚士とは？



▶ 言語聴覚士（**ST:Speech language hearing Therapist**）は、『話す事』『聞く事』『飲み込む事』の専門家です。医療機関や老人施設・教育機関・小児療育施設で、勤務しています。

▶ 外来リハビリ・介護老人施設での入所や通所でのリハビリや、ご自宅へ何回訪問リハビリテーション等にて、個別または、集団リハビリテーションを行う事ができます。

▶ 適切な評価を行い、治療する事で、言語機能や嚥下機能の回復を図り、コミュニケーションの仕方を助言したり、ご家族へのご指導も行います。